

一九五四年四月十日 (週二) 発行火、金
第三種郵便物認可

公 報

第 百 三 号

一九五五年

十二月二十七日

主 要 目 次

規 則

○計量法施行規則の一部を改正する規則 1

○漁業調整規則の一部を改正する規則 6

訓 令

○協同組合運営審議委員会設置規程 7

布 令

○琉球船舶規則(民政府布令第百四十八号改正第二号) 7

規 則

○規則第二百二十八号

計量法施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

一九五五年十二月二十七日

行政主席 比嘉 秀平

計量法施行規則の一部を改正する規則

計量法施行規則(一九五四年規則第

十二号)の一部を次のとおり改正する。
第四条第五号の表を次のとおり改める。

検 査 の 区 分		検 定 公 差
回 転 数	基本乗車走行距離又は基本乗車料金に相当する接続軸の回転数	一、〇〇〇分の二五
	基本乗車走行距離にその後の乗車走行距離を加えた距離又は基本乗車料金にその後の乗車料金を加えた乗車料金に相当する接続軸の回転数	一〇〇分の二
走 行	基本乗車走行距離又は基本乗車料金に相当する距離	一〇〇分の五
	基本乗車走行距離にその後の乗車走行距離を加えた距離又は基本乗車料金にその後の乗車料金を加えた乗車料金に相当する距離	一〇〇分の四

第六条第十六号の定増おもりの検定公差を次のとおり改める。

十六 定増おもりの検定公差表の一

質 量	検 定 公 差
一〇〇グラム	一〇ミリグラム
未満	
一〇〇グラム	質量の五、〇〇〇分の一
以上	

表の二

質 量	検 定 公 差
二〇グラム未満	二毛
二〇グラム以上	質量の五、〇〇〇分の一

表の三

質 量	検 定 公 差
四オンス未満	〇、ニグレーション
四オンス以上	質量の五、〇〇〇分の一

第十三条第五号の表を次のとおり改める。

検査の区分		使用公差
回転数	基本乗車走行距離又は基本乗車料金に相当する接統軸の回転数	二、〇〇〇分の七五
検査	基本乗車走行距離にその後の乗車走行距離を加えた距離又は基本乗車料金にその後の乗車料金を加えた乗車料金に相当する接統軸の回転数	一〇〇分の三
走行		距離
検査	基本乗車走行距離にその後の乗車走行距離を加えた距離又は基本乗車料金にその後の乗車料金を加えた乗車料金に相当する距離	二〇〇分の一五
第十四条第十九号の定量増おりの使用公差を次のとおり改める。		
表の一		
質量	使用公差	
一〇〇グラム未満	一五ミリグラム	
一〇〇グラム以上	質量の一〇、〇〇〇分の三	
表の二		
質量	使用公差	
二〇匁未満	三毛	
二〇匁以上	質量の一〇、〇〇〇分の三	
表の三		
製造事業者	修理事業者	販売事業者
製造した計量器の数及びその価額	修理又は販売をした計量器の数及びその価額	販売等をした計量器の数及びその価額
法第六十一条第四項の規定による検査をした計量器の数	法第六十一条第四項の規定による検査をした計量器の数	計量単位により取引又は証明をする者
検査を受けた計量器の数	検査を受けた計量器の数	計量証明の事業を行う者については、法第七十七条の検査を受けた計量器の数及びその検査を受けた時期
六	一	一
月	年	年

第百九条の表を次のとおり改める。

第百十八条中「様式第五十四」の次に「(タキシーメーターの走行検査を受けようとする者にあつては、様式第五十四の二)」を加える。

第百七十条中「五時間以上」を「三時間以上」に改める。

第百七十三条の次に次の一項を加える。

2 前項の乗車料金を表示する部分には、照明装置が取り付けられていないければならない。

第百九十三条の次に次の一項を加える。

2 機械的表示タキシーメーターの検定の有効期間の更新の場合の検定においては、定置検査を省略することができる。ただし、頭部の修理をしたものにかかわる場合は、この限りでない。

第百九十六条中「五時間以上」を「三時間以上」に改める。

第百九十八条中「回転運動検査機」を「タキシーメーター用基準器」に改める。

第二百一条第二項中「検定用基準タキシーメーター」を「タイヤゲージ」に改める。

第二百一十一条第二号、第三号、第五号及び第六号を次のとおり改める。

二 にらみのあるものについては、さおまたは目盛さおの交点と力点との間の距離が二〇センチメートル以下のものにあつては、二ミリメートルの変位、さおまたは目盛

さおの交点と力点との間の距離が二〇センチメートル以下のもの以外のものにあつては、三ミリメートルの変位

三 にらみのないにらみ窓またはつり合を規定する装置を兼ねる限界停止装置(以下「にらみ窓等」という。)のあるものについては、にらみ窓等の中心からその上端または下端までの変位

五 目盛板を使用するものについては、任意の質量の荷重を載せて計つたときに、その質量に相当する変位の二分の一の変位

六 前各号に掲げるものの以外のものについては、目盛さおが角度三度のころ配をなす変位

第二百二十九条を次のとおり改める。

第二百二十九条 はかりは、任意の質量を載せて計つたときに、その荷重に應ずる検定公差に相当する質量を感じなければならぬ。ただし、自動送りおもり式指示はかり、自動はかり、質量を表わす目盛がないはかりおよび感量がひょう量の一〇、〇〇〇分の一以下のはかりについては、この限りでない。

第二百三十条中「にらみ、目盛板または度表」を「つり合を規定する装置」に改める。

第二百四十四条第三項中「にらみ窓または限界停止装置」を「にらみ窓等」に改める。

第二百五十四条を次のとおり改める。

(おもりの使用するはかり)

第二百五十四条 ひょう量における検定公差がひょう量の四、三〇〇分の

一未満のはかりは、定置増おもりを使用してはならない。

2 定置おもりを使用するはかり(以下「定置増おもり付はかり」という。)には、これに附属すべき定置増おもりの増おもりの質量とその増おもりの掛量との比を分数で表記しなければならぬ。

第二百五十五条を次のとおり改める。

第二百五十五条 棒はかり以外のはかりは、定置おもりを使用することができない。

2 定置おもりを使用する棒はかりは、その定置おもりの質量をそのはかりのひょう量で除した値が、ひょう量が五〇〇グラム(尺貫法によるものにあつては一三〇匁、ヤードポンド法によるものにあつては一ポンド)未満のものにあつては、一〇〇分の一〇、三〇キログラム未満五〇

〇グラム以上(尺貫法によるものにあつては八匁未満一三〇匁以上、ヤードポンド法によるものにあつては六〇ポンド未満一ポンド以上)のものにあつては、一〇〇分の六、三〇キログラム(尺貫法によるものにあつては八匁、ヤードポンド法によるものにあつては六〇ポンド)以上のもの

のにあつては、一〇〇分の五でなければならない。

3 二段以上の目盛がある棒はかりであつて、定置おもりを使用するものは、キログラムまたはその補助計量単位による目盛があるときは、その定置おもりの質量をそのはかりのキログラムまたはその補助計量単位により表わされたひょう量で除した値より表わされたひょう量で除した値が前項のキログラムまたはその補助計量単位により表わされたひょう量に應ずる値と等しくなるような定置おもりを使用しなければならぬ。

4 二段以上の目盛がある棒はかりであつて、定置おもりを使用するものは、尺貫法およびヤードポンド法による目盛のみがあるときは、その定置おもりの質量をそのはかりの尺貫法により表わされたひょう量で除した値が、第二項の尺貫法により表わされたひょう量に應ずる値と等しくなるような定置おもりを使用しなければならぬ。

第二百六十条の見出し(調子玉)を(零点調整装置)に改め、第一項を削り、第二項中「調子玉」を「零点調整装置」に改め、第二百六十条とする。

第二百六十九条中「調子玉」を「零点調整装置」に改める。

第二百七十六条第一項、第二項および第二項中「その目盛の最小値がひょう量」を「最小目盛が表わす質量」に改める。

第三百二十五条第一項中「第三百十

特一	精密である旨の表記がある特殊分銅であつて、精密の度が高い旨の表記があるもの	2 精密である旨の表記がある特殊分銅であつて、精密の度が高い旨の表記があるものおよび精密の度が高い旨の表記がないものならびに精密で	一級精密分銅	二級精密分銅	普通分銅	八条から前条まで」を「第二百七十条および第三百二十二条」に改める。 第三百二十五条第二項を次のとおり改め、更に次の一項を加える。 2 第二百九十四条から第二百九十九条まで、第三百一条、第三百二条、第三百五条から第三百七条まで、第三百十条および第三百十二条の規定は、前項に規定するはかりに準用する。 3 第三百四条の規定は、感量がひょう量の二〇、〇〇〇分の一以下の懸垂はかり、皿はかりまたは台はかりであつて、そのひょう量が二〇キログラム(尺貫法によるものにあつては
特二	精密である旨の表記がある特殊分銅であつて、精密の度が高い旨の表記がないもの	ある旨の表記がない特殊分銅には、それぞれ左の表に掲げる標識を表記しなければならない。	一	二	三	五貫、ヤードポンド法によるものにあつては五(ポンド)未満のものに準用する。 第三百二十六条を次のとおり改め、更に次の二項を加える。 (表 記) 第三百二十六条 精密分銅であつて、精密の度が高い旨の表記があるもの(以下「一級精密分銅」という。) および精密の度が高い旨の表記がないもの(以下「二級精密分銅」という。)ならびに普通分銅には、それぞれ左の表に掲げる標識を表記しなければならない。
特三	精密である旨の表記がない特殊分銅					

3 線状分銅および質量が一ミリグラム、二ミリグラムまたは五ミリグラムであつて、それぞれ次条第一項の表の下欄の形状の一級精密分銅については、第一項に規定する(○)の標識があるものとみなす。
 第三百二十八条を次のとおり改める。
 第三百二十八条 定量増おもりには、その質量と増おもりの質量との比を分数で表記し、かつ、増おもりの質量を表記しなければならない。
 第三百三十二条を次のとおり改める。
 (機 構)
 第三百三十二条 定量増おもりの質量と増おもりの質量との比の分数は、二・五分の一、五分の一、一〇分の一、五〇分の一、一〇〇分の一、二〇〇分の一または五〇〇分の一でなければならない。
 第三百四十六条中「最小目盛」を「その荷重に應ずる検定公差」に改める。
 第三百六十七条中「四分の一」を「約四分の一」に改める。
 第三百六十七条第二項中「四分の一」を「約四分の一」に改める。
 第三百六十八条中「四分の一」を「約四分の一」に改める。
 第三百六十九条中「四分の一」を「約四分の一」に改める。
 第三百七十条中「四分の一」を「約四分の一」に改める。

第三百七十六条を次のとおり改める。
 (分銅の器差)
 第三百七十六条 分銅およびおもりの器差の検査は、基準天びんであつて、検査をする分銅もしくはおもりの検定公差以下の質量を感ずるものまたは基準はかり(基準天びんを除く。)であつて、検査をする分銅もしくはおもりの検定公差の五分の一以下の質量を感ずるものおよび基準分銅を用いて行う。ただし、特殊分銅であつて、質量が五〇キログラム、一〇貫もしくは五六ポンドをこえるものにあつては、この限りでない。
 第三百八十四条中「雑用方形木製」すには「雑用」の文字を「を」を削る。
 第五百二十三条の次に次の一項を加える。
 2 前項の乗車料金を表示する部分には、照明装置が取り付けられていないなければならない。
 第五百三十二条第二項中「取締用基準ダイヤル圧力計」を「ダイヤルゲージ」に改める。
 第五百四十八条第一項を次のとおり改める。
 第五百四十八条 はかりは、任意の質量の荷重を載せて計つたときに、その荷重に應ずる使用公差に相当する質量を感ずるものでなければならない。ただし、自動送りおもりの式指示はかり、自動はかり、質量を表わす

目盛がないばかりおよび感量がひょう量の一〇、〇〇分の一以下のばかりについては、この限りでない。
第五百五十五条を次のとおり改める。

(おもりの使用するはかり)

第五百五十五条 棒はかり以外のはかりには、定量おもりの使用してはならない。

2 定量おもりの使用する棒はかりは、その定量おもりの質量をそのはかりのひょう量で除した値が、ひょう量が五〇〇グラム(尺貫法によるものにあつては一三〇匁、ヤードポンド法によるものにあつては一〇〇分の一〇、三〇キログラム未満五〇〇グラム以上(尺貫法によるものにあつては八匁未満一三〇匁以上、ヤードポンド法によるものにあつては六〇ポンド未満一ポンド以上)のものにあつては一〇〇分の六、三〇キログラム(尺貫法によるものにあつては八匁、ヤードポンド法によるものにあつては六〇ポンド)以上のものにあつては一〇〇分の五のものでなければならぬ。

3 二段以上の目盛がある棒はかりであつて、定量おもりの使用するものは、キログラムまたはその補助計量単位による目盛があるときは、その定量おもりの質量をそのはかりのキログラムまたはその補助計量単位により表わされたひょう量で除した値

が前項のキログラムまたはその補助計量単位により表わされたひょう量に等しい値と等しくなるような定量おもりの使用しなければならぬ。

4 二段以上の目盛がある棒はかりであつて、定量おもりの使用するものは、尺貫法およびヤードポンド法による目盛のみがあるときは、その定量おもりの質量をそのはかりの尺貫法により表わされたひょう量で除した値が第二項の尺貫法により表わされたひょう量に等しい値と等しくなるような定量おもりの使用しなければならぬ。

第五百六十条の見出し(調子玉)を(零点調整装置)に改め、第一項を削り、第二項中「調子玉」を「零点調整装置」に改め、第五百六十条とする。

第五百六十七条中「調子玉」を「零点調整装置」に改める。
第五百七十条第一項、第二項および第三項中「その目盛の最小値がひょう量」を「最小目盛で表わす質量」に改める。

第六百一条を次のとおり改め、同条第二項を削る。

(質量を表わす目盛がないはかり)

第六百一条 第五百八十三条から第五百八十八条まで第五百九十条および第五百九十一条の規定は、懸垂ばかり、皿ばかりまたは台ばかりであつて、質量を表わす目盛がないものまたは感量がひょう量の一〇、〇〇

分の一以下のものに準用する。
第六百二条を次のとおり改め、更に次の二項を加える。
(表 記)

第六百二条 一級精密分銅、二級精密分銅ならびに普通分銅には、それぞれ左の表に掲げる標識が表記されていなければならない。

一級精密分銅	二級精密分銅	普通分銅
一	二	三

2 精密である旨の表記がある特殊分銅であつて、精密の度が高い旨の表記があるものおよび精密の度が高い旨の表記がないものならびに精密で

ある旨の表記がない特殊分銅には、それぞれ左の表に掲げる標識が表記されていなければならない。

特一	特二	特三
精密である旨の表記がある特殊分銅であつて、精密の度が高い旨の表記があるもの	精密である旨の表記がある特殊分銅であつて、精密の度が高い旨の表記がないもの	精密である旨の表記がない特殊分銅

3 線状分銅および質量が一ミリグラム、二ミリグラムまたは五ミリグラムであつて、それぞれ次条第一項の表の下欄の形状の一級精密分銅については、第一項に規定する(一)の標識があるものとみなす。

第六百四条を次のとおり改める。
第六百四条 定量増おもりは、その質量と増おもりの質量との比を分数で表記し、かつ、増おもりの質量が表記されているものでなければならぬ

第六百八条を次のとおり改める。
(作用および器差)
第六百八条 はかりが第五百四十八条の規定に適合するかどうかの検査は、そのはかりが計ることができる質量の範囲内の任意の質量の荷重を、はかりにかけた後、その荷重に等しい使用公差に相当する質量の荷重を静かに増減して行う。

第六百二十九条中「雑用円筒形木製

ますおよび雑用方形木製すには「雑用」の文字が」を削る。

第六百七十七条第三項中「申請者の

様式第五十四の二

印章で消印の上」を削る。

様式第五十四の次に次の様式を加える。

タキシメーター走行検査申請書

収入
印紙

申請箇數	手数料の総額		
型式または能力	製造、修理または輸入の別	器物番号	使用者の氏名または名称
		車両番号	使用者の住所

右につき、タキシメーターの走行検査を受けたいので、申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名(名称)

行政主席

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○規則第二百二十九号

漁業調整規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

一九五五年十二月二十七日

漁業調整規則(一九五三年規則第三十二号)の一部を次のとおり改正する。

第十二条中「許可証」の下に「(様

行政主席 比嘉 秀平
漁業調整規則の一部を改正する規則

20.3 CM

第 号

漁業許可証

住 所

氏名又は名称

一 漁業種類

二 漁具の規模及び数

三 操業区域

四 漁業の時期

五 漁獲物の種類

六 許可期間

七 漁業根拠地

八 船 舶

1 船名及び船型

2 登録番号

3 総トン数・推進機関の種類及び馬力

九 船長住所氏名

十 条件・制限

年 月 日

琉球政府行政主席

式第二号)」を加える。

第三十二条第二項中「(様式第二号)」を「(様式第三号)」に改める。

第三十二条第三項中「(様式第三号から第四号まで)」を「(様式第四号から第五号まで)」に改める。

様式第二号

12.8 CM

第三十七条第二項第一号中「(様式第五号)」を「(様式第六号)」に改める。
様式第二号を第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、様式第一号の次に次の様式を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前に交付した許可証は、この規定によつて交付した許可証とみなす。

訓 令

○訓令第三十五号

協同組合運営審議委員会設置規程を次のとおり定める。

一九五五年十二月二十七日

行政主席 比嘉 秀平

協同組合運営審議委員会設置規程

- 第一条 協同組合の運営を円滑にし、その事業活動を促進するため、政府に協同組合運営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 第二条 委員会は、委員十二名をもつて組織し、委員は協同組合役員（協同組合連合会役員を含む）及び協同組合に関する学識経験者又は琉球政府経済局関係職員のうちから経済局長が委嘱する。
- 第三条 委員は、委員長及び副委員長各一名を互選するものとする。
- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある場合は、その職を代理する。
- 第四条 委員の任期は、一ケ年とする。
- 第五条 委員会は、その目的を達成す

るため、協同組合に関する諸問題について、経済局長に対し、その諮問に答え、又は建議することができ

る。

第六条 委員長は、左の場合に委員会を招集し、その議長となる。

一 委員長が必要と認めたととき。

二 委員の一人以上が、文書で会議に附すべき事項を示して、委員会

の開催を請求したとき。

第七条 委員会の開催通知は、会日より五日前までになし、会議に附すべき事項と日時及び場所を記載してこれをしなければならぬ。但し、緊急のときは、その限りでない。

第八条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第九条 委員会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。

3 幹事は、委員長の命ずるところに従い、委員会の事務を処理する。

第十条 委員長は、必要に応じ参考人として関係者を招致し、意見を聞くことができる。

第十一条 政府職員以外の委員には、予算の範囲内で手当を支給することができ

附 則

この規程は、公布の日から施行す

布 令

○琉球列島米国民政府布令第四百十八号（一九五五年九月十四日）改正第二号

琉球船舶規則

一、一九五五年九月十四日附、米政府布令第四百十八号「琉球船舶規則」を次のとおり改正する。

a 第一条 (1) を左のとおり改める。

(1) 沖 縄

北緯二八度東経一二四度四〇分を起点とし

「二八度」一八度一八分

「二七度」一八度一八分

「二四度」一三三度五〇分

「二四度」一三三度

「二四度」一三三度

「二七度」一二四度二分を

経て起点に至る。」

b 第一条 j を左のとおり改める。

出入許可港

船舶が他の地域へ出港し又は他の地域から入港する際、船客の乗下船及び貨物の積卸のため

の許可を受けることのできる港で、副長官の指定するもの。」

c 第三条 b を左のとおり改める。

「b 検査官又は検査人の積量測定証明書を提出すること。」

d 第七条を左のとおり改める。

「第七条一登録又は船鑑札の有効期間は三年とする。船鑑札は、政府の定めるところにより、更新することができる。登録は、記載事項について船長の正当な認証を受けた公用航海口誌の正確且つ、完全な写本を添え、政府に対し、その規則に従つて申請し、更新することができる。いかなる場合においても、船舶に一旦あたえられた登録番号は、これを変更し、又は他の船舶にあたえてはならない。」

e 第九条 d を左のとおり改める。

「d 貨物の積載が適当にして安全であることを保証すること、及び満載吃水線証書が交付されている場合においてその限界を、当該船舶の検査証明書の規定するその他のすべての限界と同様にこれを守ることは、船長又は操縦士の責任とする。」

f 第十条 a を左のとおり改める。

「a 船員を含めて二〇名を超える人員を運送する船舶で一〇〇屯を超えるものは、一九二九年の海上における人命の安全に関する国際条約の第三十一条第一項から第十六項まで、並びに琉球列島米国民政府及び琉球政府の関係法規に従うものとする。」

g 第十条 d を左のとおり改める。

「d 本条は総屯數百屯未満の漁船又は、相互距離が五十浬未満の港間を航行するその他の船舶には、これを適用しない。」
 「第十四条bを左のとおり改める。」
 「b 前項に掲げる航海規定の外、民政府及び政府の公布した沿岸、水域、灣、河川、港灣及び内海水路の航行に関する補充法規はこれを遵守しなければならない。」
 「第十四条dを左のとおり改める。」
 「d 琉球に船籍を有するすべての船舶は、国際信号旗のD旗の尾端から旗の巾を底辺とする等辺三角形を切取つた特別な旗を常時掲げなければならない。」
 「第十八条c(1)を左のとおり改める。」
 「本項の規定による出入港免状検査の表示又はその他の措置は警察局が行うものとする。」
 「第十八条a(2)を左のとおり改める。」
 「(2)本項の定めるところによる出入港免状検査の表示及びその他の措置は、当該官庁(例えば工務交通局、税関、出入管理、及び検査所)が行うものとする。」
 「第二十三条を左のとおり改める。」

「第二十三条―列島外連航における違犯行為に対する刑罰
 船籍を有し、又は登録を受けた船舶が本布令の定めるところにより有効な出航許可証を受けず、又は公式の出航許可証に明示された活動範囲を越えて連航したときは、有罪判決の上、当該船舶は、その備品、器具、調度器具及び貨物の一切と共に、裁判所の命令によつて、これを押収及び没収する。」
 「第二十六条を左のとおり改める。」
 「第二十六条
 左記の罪のいずれかを犯したものは、有罪判決の上、六ヶ月以下の禁錮もしくは、一万円以下の罰金又はその両刑に処する。」
 「第二十六条cを左のとおり改める。」
 「c 船舶の登録証及び検査証明書を持たずに登録船舶を連航すること。」
 「第二十九条を左のとおり改める。」
 「第二十九条
 左記についての書式は、民政府の承認を得て、政府が定めるところによる。」
 a 登録証
 b 船籍証
 c 出入港免状

「d 検査証明書
 e 海員身分證書
 f 航海日誌」
 「二、本布令の改正第一号をここに廃止し、左記をもつてこれに代える。」
 「本布令第三十一條の規定にかかわらず、第十條は一九五六年二月一日から効力を発する。」
 「三、一九五五年十二月十二日から効力を発する前記第二項を除き、本改正は、一九五六年一月一日から効力を発する。」
 民政副長官の命により発布する。

輸入公表(第二十一回)

項目	品目	仕入地域	輸入限度	保証金比率	外貨割当申請受申請締
一般輸入	「その他の米、穀類、豆類、油類、糖類、及びその他の農産物」に属し、経済協力に関するものを関係にあるもの	諸国	なし	信用状：五% COD/D/P：一〇%以上 事前送金：一〇%以上	一九五一年一月一日から一九五二年一月三十一日まで
指定輸入	米、肥料	全右	全右	全右	要全右全右

その他の事項
 1 左記品目は一般輸入品目から除く。
 米、肥料(加工用原料を除く)
 肥料用金及び米軍に對し販売するためには或は民政府の特別許可により輸入される貴金屬製品を除く
 貴金屬
 POL(合衆國請負工事に使用)

2 禁制品並に民政府規則及びそれに基づく琉球政府規則により指定された輸入禁止品目は従前に同じ。
 3 保証金額は輸入額に担保比率を乗じ一〇〇円未満は切り捨て、但し、最低額は一〇〇円とする。

首府民政官
 米國陸軍准將
 ボーナ・F・バーチャー

經濟局公告

○琉球政府經濟局輸入發表第六十一号
 軍政府布令第二十六号「琉球列島における外國からの及貿易手続」第六條第四項の規定に基づき、次のとおり輸入公表を行う。この輸入公表は一九五六年一月一日から効力を有する。
 一九五五年十二月十四日
 琉球政府經濟局長
 瀬長 浩

の低気圧が発達して、十一日九時現在中心示度九六五ミリバール中心最大風速五五米の、台風七号クララが北西方に進行して先島方面に接近している事を知らない儘に在るうち、その影響を受け天候は九日、十日の両日とも晴又は、快晴でしたが、十一日午前八時頃より薄曇となり、風も東乃至東南東の三米から四米の風が、東乃至東北東の七米から八米の風になり、天気は崩れ出し、同日の午後二時頃から風は北に変わり、風勢は次第に増大して、波浪も高くなつて船の動揺も激しくなり、同日の午後五時頃から風力は増強して疾風となつて、船の航行が困難となつた。

そこで長浜船長は、船首を風位に立て約六貫程の錨(有早錨)に徑五分の索(マニラロープ)を二〇〇米程流して、歸していた処、同索は間もなく切斷したので更に、前記同様船尾に錨索を七〇米程流したが同索も間もなく切斷した。その後船尾より大浪が打込み船尾錨は離脱し、機関は浸水のため運転が停止したので、全員躍起になつて排水に努めたが、同日の午後八時頃船は、左げんから大波を受けて翻覆した。

まもなく波浪によつて復元したものと本船は、午後七時、十四日午後七時頃迄翻覆したり、復元したりして、風浪に翻弄され乍ら漂流していた。その間に、船長長浜勝次郎(四九年)船員勝連哲雄(二五年)の両名は、十一

日午後八時頃から同九時頃迄の間に船の翻覆によつて相次いで行方不明となり、受寄人青山光沢指定海難関係人玉城三郎及び船員新川平三の三名は、船舶に在つて漂流していたが、十四日午後七時頃波浪も穏まり、船は陸岸に近接して漂流していたので、船を放棄して泳ぎ始めた処、青山光沢、玉城三郎の両名は、同日の午後十二時頃宮古島上野村宮國部落海岸に辛じて辿りつき救助されたが、新川平三(二十五)は同日午後十時頃から行方不明となつた。

船舶はその后来問島に漂着したが再

用不能となつた。
台風經過概況は七月十二日午前九時中心示度九四五ミリバール風速六〇米で、北緯二三度八分東經一二三度八分石垣島南東二〇〇軒の海上に在つて、北西より北々西に進行方向を變じて、十二日夜遅くから十三日未明にかけて宮古島西方をすれ、北に北上し、十三日午前九時宮古島北々西方八十軒の海上に出て、毎時八軒から十四軒の速さで北進して去つた。

本件遭難は、琉球船舶規則第二十条に該當し、その発生の原因はクララ台風による異常な荒天に遭遇したことによつて発生した。

受寄人及び指定海難関係人等の所為はその原因とならない。

よつて本文のとおり裁決する。

一九五五年十一月二十八日

八重山海難審判委員会

委員長 天久 朝政
書記 伊倉堂長英

Y T 六号白洋丸運航阻害事件

指定海難関係人 入慶田元満、崎原孫

恭 泰

海難審判理事官 仲田 治

海難審判委員会 八重山海難審判委員

会(天久、山城、池間)

船種 船名 機船 Y T 六号白洋丸

船籍 港 与那国

船舶所有者 崎原 孫恭

総 屯 数 一五・六七屯

機関種類 燒玉式重油發動機四

〇馬力二氣筒一基

海技免状 なし

職 名 機関長 船主

発生年月日 白一九五五年八月八

日午後七時

至一九五五年八月九

日午前十時の間

場所 白東經一二三度四二

分北緯二四度四分

至東經一二三度四五

分北緯二四度二八分

の間

損害 一番氣筒シリントー

カパー使用不能

機関取扱上の過失、

琉球船舶規則第九条

a項違反及同施行細

則第四十四條違反

主 文

本件運航阻害事件は、指定海難関係人入慶田元満の、機関取扱に関する職務上の過失と、指定海難関係人崎原孫恭の船舶運管に関する業務上の過失によつて発生した。

理由

白洋丸は沿海第四区を航行区域とする那国、石垣間の客貨運搬船で、指定海難関係人入慶田元満は、一九五〇年一月二十七日付琉球列島軍政布令第二号海運規則(一九五二年十月二十日廃止)によつて、発行された小型船舶関士(琉球船舶規則施行細則により一九五二年八月十一日から二ヶ年間は丙種機関士と呼称する)の海技免状を一九五二年二月一日受有し、一九五三年十一月十五日頃同船の機関長として八重山地方庁長の認証なく、指定海難関係人崎原孫恭と雇入契約の上乗船したが、同人の受有する海技免状は一九五四年八月十一日より失効となつたのであるから、當時布令第六十五号琉球船舶規則第十三条A項の規定(一九五五年九月十五日二十四時廃止同時琉球船舶規則第九条a項に變更)により同船には船舶職員として、海技従事者を機関長として乗組させねばならないのであるが、指定海難関係人崎原孫恭は海技従事者を乗組せず、引き続き同指定海難関係人入慶田元満に機関長の職務を執らせ、以来指定海難関係人入慶田元満は琉球船舶規則違反の儘、執職中、本船は一九五五年八月八日午前九時三十分船客二十七名、貨物黒糖、饅頭等

約一五五を積載して、吃水船首〇・五
 〇米船尾一・五〇米時速約六・九浬で
 与那国波多港を石垣港向出港したが同
 日の午後二時三十分頃船位東経一二三
 度四三分北緯二四度四分にある頃、指
 定海難関係人入慶田元満は、同機関部
 員新嵩当八と交替服務に就いたが、一
 番気筒の温度が普通より上昇していた
 ので、点検の結果冷却水ポンプのデリ
 ビリパイプのグラントパツキングが亀
 裂して同箇所から漏水していたので、
 運転を停止して同パツキングを取換
 え、同日午後三時頃航行したが、同日
 の午後四時頃、一番気筒のクーラー入口
 冷却水パイプのグラントパツキングが
 亀裂して、同箇所より漏水を始めたの
 で運転を停止して同箇所のパツキング
 を取換え、続行した処、同日午後五時
 三十分頃、又同気筒の消音器に通ずる
 クーラー出口冷却水パイプのグラント
 パツキングが亀裂して、同箇所から漏
 水し出したので、運転を停止して又同
 箇所のパツキングの取換えをして、午
 後六時頃航行したが、一番気筒の温度
 は依然上昇するのみにあつたので、指
 定海難関係人入慶田元満はその原因が
 不明で不安を感じ、同日午後七時頃運
 転を停止して漂流の儘冷却水パイプ
 の調査をした処、一番気筒クーラーか
 ら消音器に通ずる消音器側取付冷却水
 パイプ内に同パイプ(内径一寸)の内
 径三分の二程を占めて錆屑が沈着して
 同パイプを閉塞していたので、これを
 除去して機関の始動に掛つたが、二番

気筒は順調に発動するが、一番気筒は
 爆発二、三分後自然に停止した。
 これより以後翌九日午前二時頃
 迄、数回に亘つて種々始動操作を試み
 たが、同気筒の発動はついに奏効を見
 ないので同気筒シリンダーカバーを解
 放して精査した処、シリンダーカバー
 燃油噴射室より燃焼室デストコック孔
 に至る巾一・五耗長七六・二耗程の裂
 疵一箇所、尚燃焼室に巾一・五耗長五
 〇・八耗程の裂疵一箇所を発見、それ
 でその儘では気筒の運転は不可能だ
 と判断する事が出来たので、予備品の
 シリンダーカバーの取換え作業に掛つ
 た。当日天候は、東南東乃至南東の四
 米から七米の風で、多少風波があり、
 八日の午后より九日の午前にかけて東
 寄後北寄の最大風速八米から十米の風
 で、附近潮流は概ね東流であつた。本
 船は、翌九日午前十時頃福岡島西方約
 三浬の海上を漂流中漁ろう中の漁船大
 幸丸に救助を求め、曳航され福岡島に
 到着その後八重山地区警察署警備船あ
 かつき号に曳航されて、同日午後三時
 頃石垣港に到着する事が出来た。
 本件運航阻害は、琉球船舶規則第二
 十條に該当し、その発生の原因は、一番
 気筒シリンダーカバー燃油噴射室及燃
 焼室に裂疵を生じた事によつて発生し
 たものであるが、本船は定期検査を本
 年七月七日終了し、その後十数日して
 同気筒調節の爲、同カバーを解放した
 事があつたが、当時指定海難関係人入
 慶田元満は、同気筒燃焼室に毛髪大の

ひびが二箇所を生じて居る事を熟知し
 ていたのであるから、当時速やかにこ
 の修理を施すべきであつたが、これを
 等閑に附しその修理措置を放任して運
 転を継続していた上に、同人は平素か
 ら冷却水パイプの清掃作業を怠つてい
 た結果一番気筒クーラーから消音器に通
 ずる消音器側取付冷却水パイプ内に錆
 屑が沈着して同パイプを閉塞している
 事に気付かずいたため、各所のパツキ
 ングが次々亀裂したが、その発生原因
 の判断がつかず無理な運転を続行し遂
 に高温による前示損傷を与え危険なる
 漂流を長時間よぎなくさせ、よつて同
 船の運航を阻害させた同人の機関取扱
 に関する職務上の過失と指定海難関係
 人崎原孫恭が琉球船舶規則第十三條A
 項(現在第九條A項)及同法施行細則第
 四十四條に違反し無資格者に機関長の
 職を執らした事によつて発生した。
 因つて主文のとおり裁決する。
 一九五五年十一月十八日
 八重山海難審判委員会
 委員長 天久 朝政
 書記 伊倉堂長英
 裁 決 書
 機附帆船勝静丸運難事件
 受 審 人 保 豊次郎
 指定海難関係人 柿田 俊広
 海難審判理事官 新里 繁
 審判委員会 沖縄海難審判委員会
 (尚、金城、船井)
 船 種 船 名 機附帆船 勝静丸

船 籍 港 越来村
 船所有者 平良 幸吉
 総 屯 数 一八・三二屯
 職 名 船長 機関長
 海 投 免 状 乙種一等航海士
 発生年月日 一九五五年一月六日
 午後四時頃
 場 所 宮古島東平安名塔南
 々西約六十海里沖合
 損 害 船体放棄
 原因 漫然運転、機関損傷
 主 文
 本件運難は、受審人保豊次郎の運航
 に関する職務上の過失に基因して発生
 したものであるが、指定海難関係人柿
 田俊広の機関取扱に関する職務上の
 過失もまたその一因である。
 保豊次郎の受有する乙種一等航海士
 免状の行使を二ヶ月停止する。
 理 由
 機附帆船勝静丸は、越来村に船籍港
 を定める総トン数一八・三二トン、
 二五馬力焼玉式発動機一箇一箇を有
 し、嘉手納港より三海里以内の平水区
 域を航行区域とする貨物船で、同区域
 内に於て海中屑鉄の引揚作業に従事し
 ていたものであるが、船主平良幸吉
 は、経営上の都合で一九五四年七月頃
 当時本籍地は、鹿児島県大島郡西村
 与路四四九番地に有し、嘉手納村嘉手
 納五区一五に居住する福島武良に完
 り渡してあつたが、福島武良は、琉球
 の永住許可証を受有していないため、

主管局へ同船の変更登録は未済のままであつた、そのため同局より早急に諸手続を完了しなければ同船の所有者としては認められない旨勧告されていた。

受審人保豊次郎は、乙種一等航海士の海技免状を保有し、同船々長として、指定海難関係人柿田俊広は、同船機関長として共に執職中、宮古島平良港内にある海中鉄引揚作業の目的をもつて回航認可書の交付申請中のところ、一九五四年十二月三十日付で、泊港より平良港への回航を主管局より認可された。

本船は、嘉手納港において、軽油二罐(五十五ガロン入)モビール油二罐(五ガロン入)其他食糧等を載せ、一九五五年一月四日午前九時四十分頃嘉手納港を発し、一時間六海里ばかりの航路にて羅針儀によらず宮古島に向つた。そのとき受審人保は、義務に違背し、出港検査終了後、出港免状名簿に登録してない知念平三と田中純則を同港に於て載せ、乗組員は兩人を合せて十名であつた。

同日午後一時頃嘉手納島阿波連埼を右舷二・五海里ばかりに並航の頃から自差不明の羅針儀を使用し、針路南西微西(以下方位は総て磁針方位である)に定針折からの北東の和風に展帆して、一時間六・五海里ばかりの航路にて宮古に向け航行した。

越えて五日午前零時十分頃当直中の柿田は、機関の回転数がおちるのを知

つたので一応燃料加減ハンドルの低速の位置にさげて二、三分後機関を停止してクランクケースを解放し内部を点検したところ、クランクピンへの注油パイプが折損し、クランクピンメタルが溶解していることを知り破損せるパイプを取り換え同メタルを予備品と取り換え整備中、同日午前五時頃寒冷前線が同方面を通過したため、風は南より北に転じしだいに増勢し、風浪も次第に高くなつてきた。同日午前八時頃には北の強風雨となり船体は甚だしく動揺した。同八時四十五分頃修理完了して機関を始動したので受審人保は、当時船位は相当南へ圧流されているものと推定し、針路西となし機関前進を令し宮古に向つた。

これよりさき本船は、平水区域のみを航行し羅針儀を殆んど使用されていなかつたのであるから受審人保は、出帆に先立ち、羅針儀自差を測定に測定しておかなければならなかつたのにこれを怠り、自差は全く不明であつた。

同日午前十時頃指定海難関係人柿田は、機関の潤滑油を補給せんとしたところ、機関修理中に使用していた五ガロン罐の蓋を密閉せずそのまま放置してあつたため、船体の動揺により同罐が転倒し、罐内の潤滑油は殆んど全部放出していることがわかつたので柿田は、これを船長に報告し、その後は石鹼水を潤滑油の代りに用いて航行した。

これよりさき柿田は、五日午前零時

十分頃機関の回転数の落ちる五分ばかり前に機関の発熱を知つたが発熱の原因が機関の主軸受と誤認し、ビルジポンプの吐出パイプで主軸受を冷却していた。

クランクピンメタルが溶解し、機関が自然に停止する様な状態になる迄機関の発熱を察知できなかったことは、柿田の当直中の不注意であり又技術未熟の結果である。又破損した直径一分五厘長さ二寸五分の注油パイプは其の取付部から切斷し、その部分は熔接してあつた、本船は、焼玉機関の二十五軸馬力一気筒の主機関であり船体も相当老朽しているため機関の振動がはげしく、且つ、注油パイプの取付部は熔接してあつたので容易に切斷し得る状態であつた。柿田は、一九五四年二月頃本船に乗り組んだ当時機関の振動過大であり、且つ、注油パイプが其の取付部で熔接してあるのを知つていたが其の取り替え整備を怠り、前示の如く機関故障を発生せしめたことは、機関取り扱いに誠意を欠くものであり、更に機関修理後航行中に潤滑油入れの五ガロン罐を密閉せずに転倒せしめて潤滑油を放出させ石鹼水を代用したことは潤滑油の保管に注意を欠いたものである。

越えて六日は、北々東の雄風となり天候も漸次よくなつてきたが宮古島到着の予定時刻を経過するも島影を窺見し得ず、不安を抱き始めたが使用中の羅針儀の他に航海測器を有しない本船

では船位を確認する術が無く、受審人保は、そのまゝ航行すれば八重山にでも着くだらうと臆断し、機関を微速前進となし航行するうち、同日午後二時頃船首方向よりノルウェー因汽船トラハルガル号が進航して来るのを発見し、難船信号をするともに全員で帽子や手拭等を振り救助を求めたところ、同船は、本船の近くで停船したので受審人保は、同船に接舷しようと考え、自力にて接近したとき同船船尾と本船の船首とを激突して接舷に失敗した。そのため本船の船首部を破損し船首部に浸水箇所を生じたのでボロ布を破損部に詰め応急措置を講じたが其の後曳航の見込み立たず、受審人保は、同乗中の福島武良と協議の上、船体の放棄を決意し、乗組員を一人づつ海中に飛び込ませ、救助船より流した救命ブイに乗って甲板上に引き揚げられ、同日午後四時頃北緯三十三度四七分東経一二五度五分の地点において全員収容され、船体は放棄された。当時天候は南北々東の疾風吹き波浪高かつた。放棄後船体は浸水のため沈没したものと認む。

本件遭難は、琉球船舶規則第二十条に該当し、受審人保豊次郎が公海に出航する場合、航海上唯一の指針である羅針儀の自差を確実に測定して航海の安全を図るべきであつたのにこれを怠り漫然航行し、たまたま機関故障と寒冷前線の通過により荒天に遭遇し、船位不明に陥つた同人の運航に関する

職務上の過失に基因して発生したものであるが、指定海難関係人柿田俊広が機関の振動により注油パイプが熔接部より切斷し、クランクピンメタルへの給油がとまり、同メタルが熔解して遂に機関を停止せしめた同人の機関取扱に関する職務上の過失もまた其の一因である。

受審人保豊次郎の所為は、琉球船舶規則第二十一条に該当するから同条a項を適用して同人の受有する乙種一等航海士免状の行使を二箇月停止する。よつて本文のとおり裁決する。

一九五五年十二月十五日

沖縄海難審判委員会

委員長 尚 友助

Y T八三号真福丸機関損傷事件

受審人 小浜真吉

指定海難関係人 小浜真敏、兼久三戸

海難審判理事官 仲田 清

海難審判委員会 八重山海難審判委員会

会(天久、池間、山城)

船種 船名 機船Y T八三三

船籍 港 真福丸

船舶所有者 竹富町

総電 数 小浜真敏

動力 型 一、五〇屯

海技免状 小型船舶操縦士

名 なし

職 名 なし

発生年月日 船主 なし
一九五四年十二月二十八日

場 所 西表島赤離東方約三

原 因 クランクケース破損

損 害 機関点検及整備のけ

主 文 本件機関損傷は、受審人小浜真吉及

指定海難関係人兼久三戸の機関取扱に

関する業務上の過失と、指定海難関係

人小浜真敏の船舶運営に関する業務上

の過失によつて発生した。

受審人小浜真吉を譴責する。

理 由 真福丸は、一九五四年九月十七日よ

り石垣、鳩間間の貨客運搬船として就

航していたが、鰐釣漁船に改装するた

め同年十二月二十一日船員を一応雇止

してあつた処、同船を石垣市に於いて

入渠する事になつた。この場合当時琉

球船舶規則第十三条A項の規定(一九

五五年九月十五日二十四時廃止、同時

同規則第九条a項に変わる)により、新

に船舶職員を雇入して運航させる可き

であつたが、指定海難関係人小浜真敏

は、同規則による船舶職員を乗り組ま

せず、軽率にも無資格者である受審

人小浜真吉、兼久三戸、島袋秀一、小

浜清の四名に石垣港迄の運航を委嘱し

た。そこで、前記同人等は、機関の始

動には機関取扱に経験のある指定海

難関係人兼久三戸が担当し、始動後は

その取扱いに多少経験のある受審人小

浜真吉が操作に当り、機関始動後兼久

三戸は舵手として島袋秀一、小浜清の

兩名は水夫として当ることにして、一

九五四年十二月二十八日午前九時頃空

船のまゝ鳩間島橋樑を出港し、同日午

前十時頃西表島船浦港に寄港して新三

十束(三百斤)程を積載して、同日の

午前十時三十分頃同所を抜錨し石垣港

向航行の途、同日午前十一時頃西表島

赤離東方約三杆の海上を航行中、突然

機関が大音響を発生して停止した。

調査の結果、クランクケースの左げ

ん側エヤーバルブ右端下方が、長さ二

時、斜辺三時程の直角三角形型になつ

て破損してゐた。そのため機関の運転

が不可能となつたので漂流しながら救

助を受ける事にした。当時天気は曇が

ちで東の八米程の風が吹き、海上は多

少風波があり、潮候は落潮のほど中央

期であつた。同船は、同日十二時三十

分頃西表島波の上崎沖暗礁地帯近くを

漂流中、運良くY P S ゆかり号に発

見曳航され同日午後二時頃鳩間島に到

着する事が出来た。その後クランクケ

ースを精査した処、クランクピンメタ

ル締付ボルトの左げん側のジャミナツ

トがケース内に脱落してゐた。

それでケースの破損は、同ジャミナ

ツトの弛緩によつてクランクケースに

衝撃を与えて発生したものと判明され

た。

本件機関損傷は、琉球船舶規則第二

十条に該当し、その発生の原因は、ク

ランクピンメタル締付ボルトの左舷側

のジャミナツトの弛緩によつて生じた

ものであるが、受審人小浜真吉、指定

海難関係人兼久三戸の兩名が、同船の

機関の取扱いはこれが初回であつた

から機関各部の点検を綿密に実施し、

その整備を充分に行つて発航すべきで

あつたが、この事に全く留意する事な

く、このため機関各所の点検及整備を

怠つた結果、同ボルトの割ピンの有無

及びジャミナツトの弛緩する事にも気

付かなかつた同人等の機関取扱に対す

る過失と、指定海難関係人小浜真敏

が、琉球船舶規則第十三条A項(現在

第九条a項)に違反して無資格者に船舶の運転を委せた事によつて発生した。

受審人小浜真吉の所為に対しては、海員懲戒法第二条第三項を適用して譴責する。指定海難関係人小浜真敏、同じく兼久三戸の所為に対しては強いて勧告を認めない。

因つて本文の通り裁決する。

一九五五年十二月十日

八重山海難審判委員会

委員長 天久 朝政

書記 伊舎堂長英

Y T第五号第一宝米丸乗揚事件

受審人 前幸地伊志戸

海難審判理事官 仲田 清

海難審判委員会 八重山海難審判委員会

会(天久、浦崎、山

船 籍 港 与那国 城
船 船所有者 仲島 清
総 電 数 二三六八
海 技 免 状 丙種船長
職 名 船 長
発生年月日時刻 一九五五年六月十五日午後十時三十分頃
場 所 多良間島東方約一軒の暗礁
損 害 全 損
原因 船位隠断、漫然運航
主 文
本件乗揚は、受審人前幸地伊志戸の運航に關する職務上の過失に因つて発生した。
前幸地伊志戸の丙種船長の業務を二箇月停止する。
理 由
第一宝米丸は、船客五名食料雜貨類約十屯を搭載し、船首一、二五米、船尾一、五〇米の喫水で、一九五五年六月十四日午前十時頃泊港を發し石垣港向航行の途、泊港々外中央浮標から針路を西南西(以下方位はすべて磁針方位。)にとり、毎時六哩の速さで進航した。天気は晴で風は東寄又は、南寄の五米位の弱い風で、海上は穏やかな方であつた。
同船は、同日午後一時頃渡嘉敷島阿波連崎を右けん距離三哩ばかりで航過し、翌十五日午後一時三十分頃大神島を航過した頃、機関の消音器表カパー取付パッキンが折断して、同箇所から

循環水とガスが盛に漏出し出したので、同日午後二時三十分頃池間島の北方鼻に仮泊して、同パッキンを取換えて、同日の午後四時頃所を抜航して、針路を西微南に變じて航航した。同日の午後六時頃から海上は時化模様となり、午後八時頃からは風も南西に變つて波浪も高起し、しゅう雨も加わり船舶の縦動と、船首から打込む波浪が激しくなつて來たので、受審人前幸地伊志戸は、多良間島北方の島陰に避難する事に決して、同日の午後八時三十分頃針路を南西にとり、機関を一時間三哩ばかりに減じて進航した。午後十時頃受審人は、自船右けん方に停泊灯らしい灯火を視認したが、いくばくもなくこれを見失つたが受審人は、自船は水納島と多良間の中間を多良間島に近接して、航行しているものと臆断し、灯火に深く留意せず、その頃から見張人を立たせ機関を更に微速にして測深させた処、五十尋索で測船がとどかなかつたので、原針路のまま、漫然進航していた結果、同日午後十時三十分頃多良間島東方約一軒の暗礁に乗揚げた。当時天候は、しゅう雨で南西の雄風が吹いており、潮候は漲潮の初期であつた。その後種々離礁を試みたがその効なく、船は船底板に破口を生じ、そこより浸水を初めて甲板下は総浸水状態となつた。翌十六日午前二時頃、天気がやみ晴れ出し、陸影が視認出來たので、全員陸に避難したが、船体は破浪のため大破し、船貨は流失して全損となつた。

本件乗揚は琉球船舶規則第二十條に該當し、その發生の原因は、受審人前幸地伊志戸が展望不良な荒天に、多良間周辺の暗礁地帯への危険な避難を行わず、風向、潮流及び船位確認の容易である宮古治地への避難が最も安全であつたが、強いて多良間島に避難するに際し、停泊灯火を視認しても深く留意することなく、風向、潮流等深く考慮せず船位を臆断し、見張、測深不充分のまゝ漫然航行をなした同人の運航上の過失によつて發生した。
よつて本文の通り裁決する。
一九五五年十二月一日
八重山海難審判委員会
委員長 天久 朝政
書記 伊舍堂長英

登記公告

◎合資会社変更

一、商号 合資会社神田タクシー
一、本店 那覇市鏡水親川原千七百八拾五番地
右九五五年拾月參拾日總社員の同意を得て本店を左記の地に移転したるに付変更す

本店 那覇市奥武山区六班
同日總社員の同意を得て代表社員新垣勇太郎は辭任し左記の者代表社員に選任せられ同日就任した
代表社員 平良信次郎
右九五五年拾貳月壹日登記

◎株式会社変更

一、商号 株式会社第一相互銀行
一、本店 那覇市四区參組
右九五五年拾壹月拾五日株主總會の決議に因り同年拾貳月參拾日各株に付金五拾円宛払込を完了したるに付各株に付払込みたる株金額を左記の通り変更す
各株に付払込みたる株金額
金四四四円也
右九五五年拾貳月貳日登記

◎合資会社変更

一、商号 合資会社照屋商事
一、本店 真和志市安里式区七班
右九五五年拾貳月貳日總社員の同意を得て無限責任当路正一は、その持分の内金式拾万円を大城俊雄に金拾万円を大城繁治に有限責任照屋盛吉はその持分全部を大城繁治に夫々譲渡して退社し譲受人は有限責任として各々入社し有限責任金城トキはその持分全部を無限責任照屋ウシに譲渡して退社したるに付左の通り変更す
一金六拾五万円也 全部履行
無限責任 照屋 ウシ
豐見城村字翁長口參拾番地
一金貳拾万円也 全部履行
有限責任 大城 俊雄
真和志市安里式区七班
一金拾五万円也 全部履行
有限責任 大城 繁治
右九五五年拾貳月五日登記

◎合資会社変更

一、商号 合資会社照屋商事
一、本店 真和志市安里武区七班

右九五五年拾貳月貳拾五日総社員の同意を得て無限責任照屋ウシは金八拾五萬圓を有限責任大城俊雄は金拾萬圓を同大城繁治は金五萬圓を更に各々出資したるに付左の通り変更す

一金百五拾萬圓也 全部履行

無限責任 照屋 ウシ

一金參拾萬圓也 全部履行

有限責任 大城 俊雄

一金貳拾萬圓也 全部履行

有限責任 大城 繁治

右九五五年拾貳月貳拾五日登記

◎株式会社変更

一、商号 牧港自動車株式会社

一、本店 真和志市安里武区

取締役会の決議に因り第四回株金払込みを各株に付金貳百五拾圓宛右九五五年拾貳月参拾日完了したるに付各株に付払込みたる株金額を左記の通り変更す

各株に付払込みたる株金額 金貳千圓也

右九五五年拾貳月貳拾五日登記

◎合資会社設立

一、商号 合資会社石城商事

一、本店 那覇市前島町貳丁目貳百参拾八番地

目的

一、非鉄金屬屑鉄の集荷及輸出並に民政府松下の機械類及總資材の売買

二、島内産の石材採掘事業及その輸出

三、開拓事業

四、右に附帯する一切の業務

代表社員の名 城間 百助
社員の名住所、出資の目的価格履行をなした部分及び責任

真和志市楚辺区七班参号

一金貳拾萬圓也 全部履行

無限責任 城間 百助

一金貳拾萬圓也 全部履行

無限責任 石川 元康

右九五五年拾貳月貳拾五日登記

一金貳拾萬圓也 全部履行

無限責任 神田 清孝

右九五五年拾貳月貳拾五日登記

◎株式会社清算終了

一、商号 沖繩実業株式会社

一、本店 那覇市武区九組

清算終了の年月日右九五五年拾貳月貳拾五日

右九五五年拾貳月七日登記

◎合資会社設立

一、商号 合資会社沖繩商事

一、本店 那覇市拾壹区九組

目的

一、農産物の加工及輸出入の貿易

二、海産物の加工及輸出入の貿易

三、工産物並軍用下げのスクラップの輸出貿易

四、前各号に附帯する事業

代表社員の名 座安久五郎
社員の名住所、出資の目的価格履行をなした部分及び責任

那覇市拾壹区九組

無限責任 座安久五郎

金拾万圓也 履行部分金五万圓也

那覇市拾壹区九組

無限責任 座安 ナヘ

金拾万圓也 履行部分金五万圓也

那覇市拾壹区九組

無限責任 座安 ナヘ

金拾万圓也 履行部分金五万圓也

那覇市拾壹区九組

無限責任 座安 久明

右九五五年拾貳月八日登記

◎合資会社変更

一、商号 合資会社山久商会

一、本店 那覇市四区参組

右九五五年六月貳拾五日総社員の同意を得て本店を左記の地に移転したるにより左の通り変更す

本店 那覇市四区八組

右九五五年拾貳月九日登記

◎株式会社設立

一、商号 光琉サルベージ株式会社

一、本店 那覇市泊港北岸埋立地

目的

一、船舶の解体解体、遭難船舶救助、遭難貨物の救助

二、船舶及び金属品の売買

三、海事に関する検査鑑定

四、前記各号に附帯する一切の事業

資本の総額 金壹千萬圓也
各株の金額 金五百萬圓也
株式の譲渡の制限又は株券の裏書の禁止の規定

株式の譲渡は取締役会の承認を要する裏書による譲渡は禁止する
会社が公告を為す方法

那覇市に於て発行する沖繩タイムス、琉球新報、沖繩新聞に掲載する
取締役の名住所

那覇市楚辺区四班四拾九号

取締役 稲嶺 一郎

真和志市三原区貳班

取締役 宮城 薫

那覇市松尾区Cノ百七拾貳ノ参

取締役 新垣 盛吉

那覇市五区壹組

取締役 大城 謙吉

浦添村字勢理客五班

取締役 宮城仁四郎

那覇市楚辺区四班

取締役 仲宗根正昇

那覇市五区貳拾五組

取締役 宮城 昌彦

真和志市与儀区九班

取締役 渡嘉敷良隆

那覇市松尾区B参拾参号

取締役 国場 幸吉

代表取締役の名 稲嶺 一郎

監査役の名住所

那覇市松尾区B貳拾参号

監査役 池宮 秀正
那覇市四区拾四組

監査役 松川 国春
右九五五年拾貳月八日登記

◎株式会社変更

一、商号 沖繩第一倉庫株式会社
一、本店 那覇市下泉町壹丁目番地

取締役 高橋徳は九五五年七月
吉日辞任した

右九五五年拾貳月拾日登記

◎株式会社変更

一、商号 沖繩運輸株式会社
一、本店 那覇市美栄橋町壹丁目拾四

番地
監査役 儀部朝一は任期満了の処で

九五五年拾貳月拾六日株主總會に
於て再選せられ同日重任した

右九五五年拾貳月拾日登記

◎合資会社設立

一、商号 合資会社具志堅製造所
一、本店 真和志市大道区五班

目的

一、製麵業

二、右に附帯する一切の事業

代表社員の名 具志堅用義

社員の名住所、出資の目的価格履

行部分及責任

真和志市大道区五班

一金参拾貳万円也 全部履行

無限責任 具志堅用義

内 訳

一金拾六万円也 現金

一製麵機械器具等此価格金六万円
也

石川市参区貳班
一金参拾貳万円也 全部履行

無限責任 伊波 嘉光

真和志市大道区五班

一労働此価格金六万円也

有限責任 具志堅用義

右九五五年拾貳月拾日登記

◎株式会社変更

一、商号 琉球興業産業株式会社
一、本店 豊見城村字真玉橋貳拾九番

地

取締役 照屋林若は九五五年九月

貳拾日辞任し同年拾月貳拾七日

株主總會に於て左記の者取締役に選

任せられ同日就任したるに付変更す

越米村諸見里区貳班

取締役 青木 直英

右九五五年拾貳月拾日登記

◎合名会社仮処分

一、商号 田村建設合名会社
一、本店 真和志市安里区四班

右九五五年拾貳月拾日の中央巡回

裁判所の仮処分決定に因り代表社員

田村良康は本案判決確定に至る迄田

村建設合名会社の代表社員職務を

執行してはならない

右停止中同会社、社員花城清珍に

右代表社員職務の代行を命ずる仮

処分を登記す

右九五五年拾貳月拾日登記

◎合資会社設立

一、商号 合資会社宮城鑄工所
一、本店 真和志市安里区貳班

目的

一、土木建築用各種鉄管の製作販

売並修理業務

二、前号に附帯する一切の業務

代表社員の名 宮城 武彦

社員の名住所及出資の目的価格並

履行部分及責任

真和志市安里区貳班

一金拾五万円也 全部履行

無限責任 宮城 武彦

真和志市三原区拾壹班

一金五万円也 全部履行

無限責任 水島 実

真和志市安里区四班

一金四万円也 全部履行

無限責任 宮城 正一

真和志市三原区拾壹班

一金参万円也 全部履行

無限責任 島袋 良雄

真和志市三原区拾壹班

一金参万円也 全部履行

無限責任 金城 貞清

右九五五年拾貳月拾日登記

◎合資会社変更

一、商号 合資会社南海西海事業

一、本店 伊江村字川平五百拾九番地

一、登記の事由

右九五五年五月吉日株主の同意

により存立の時期を次の通り変更し

た。

存立時期 設立の日より貳拾ケ年

右九五五年拾貳月拾日登記

本部登記所

裁判所人事異動

裁判所書記官 佐久田 丞

二級法務職に昇任させる。

中頭巡回裁判所勤務を命ずる。

裁判所書記官 平 剛英

中央巡回裁判所勤務を命ずる。

一九五五年十二月十二日付(各通)

比嘉 吉光

廷更に任命する。

中央巡回裁判所勤務を命ずる。

一九五五年十二月十三日付

発行所

行政主席官房文書課

【中丸印刷所印行】